

環対第 633 号
令和7年9月17日

公益社団法人茨城県水質保全協会理事長 殿
一般社団法人茨城県環境保全協会理事長 殿

茨城県県民生活環境部環境対策課長
(公印省略)

茨城県浄化槽設置等事務処理要領の改正について（通知）

このことについて、別添のとおり改正し、令和7年10月1日から施行することといたしましたので、御了知いただくとともに、貴下会員への周知方、よろしくお願ひいたします。

記

1 主な内容

（1）電子申請に対応するための改正

- ・事務処理要領及びフロー図において、電子申請で受け付けた書類の処理方法を規定。
- ・電子申請に対応するための様式として受付票を作成。（使用は任意）

（2）建築基準法改正に伴う改正

- ・建築主事に加え、建築副主事を追記する。

（3）浄化槽法第5条に関する追記

- ・浄化槽法第5条第2項に基づき、浄化槽設置届出書等送付に係る処理期間を規定。

（4）その他の修正

- ・事務処理要領の別表についてフロー図と整合性を持たせるための修正。
- ・フロー図について文言を修正。
- ・特定行政庁への送付対象書類として浄化槽明細書変更届を追加。

2 添付書類

- ・茨城県浄化槽設置等事務処理要領（改正後全文、新旧対照表及び様式）

3 その他

- ・各種届出の浄化槽管理者からの電子申請への対応については、本改正に基づき、各機関において電子申請の開始の有無を含め判断願います。